

○栗原市畜産スマート技術導入支援事業費補助金交付要綱

令和6年7月31日

告示第208号

(趣旨)

第1条 この要綱は、先端技術を活用したスマート農業の技術導入による畜産経営の省力化と強い生産基盤の構築を図るため、スマート農業の技術を導入する畜産農家に対し、栗原市畜産スマート技術導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関し、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し畜産業を営む個人又は市内に主たる事業所を有し畜産業を営む法人であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 第5条の規定による補助金の交付の申請をする日の属する年度の4月1日において市内に所在する畜舎で繁殖牛又は乳用牛を飼養していること。
- (2) 補助金の交付の日以後も畜産業を継続する意思を有していること。
- (3) 栗原市に対し、畜産に関するスマート農業の技術導入において得ることができた繁殖牛又は乳用牛の情報を提供できること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、栗原市内に本社又は支店若しくは工場等を有する法人が製造する牛の体調をモニタリングするシステムの導入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市畜産スマート技術導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書及び発注書の写し
- (2) 補助金の振込先となる通帳の写し
- (3) 市税等に滞納がないことを証明する書類
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得た上で、市の保有する公簿等により市長が同項第3号に掲げる書類により証明する事実を確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 補助金の申請回数は、個人にあつては1世帯につき、事業者にあつては1法人に

つき、同一年度内において1回を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の額を決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、栗原市畜産スマート技術導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとするときは、栗原市畜産スマート技術導入支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から1月を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、栗原市畜産スマート技術導入支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置状況が確認できる写真等
- (2) 領収書等の支払が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 栗原市補助金等交付規則又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他補助金を返還させる必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付した補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第97号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。